

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 10月分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(長居配水場 ほか7か所) 10月~12月 概算買入	工業薬品	フジオックス株式会社 大阪営業所	¥8,305,682	令和4年10月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	G30	○
2	令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム(柴島浄水場) 10月~12月 概算買入	工業薬品	曾我株式会社	¥19,103,383	令和4年10月7日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	G30	○
3	令和4年度 水道用液体かせいソーダ(庭窪浄水場 ほか1か所) 10月~12月 概算買入	工業薬品	網干産業株式会社 大阪営業所	¥66,740,751	令和4年10月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	G30	○

## 随意契約理由書

### 1 業務名称

令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム（長居配水場 ほか7か所） 10月～12月  
概算買入

### 2 契約の相手方

フジオックス(株)  
大鳥産業(株)  
巽合成化学(株)

### 3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、長居配水場ほか7か所で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、2回目の入札において有効な入札がなかったため、入札が取止めとなった。

本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところであるが、次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間（10月～12月）について緊急的に随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

### 5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 （06-6815-2373）

## 随意契約理由書

### 1 業務名称

令和4年度 水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場） 10月～12月 概算買入

### 2 契約の相手方（公表時は比較見積の結果に基づき表記を変更する）

曾我(株)

大鳥産業(株)

愛産商事(株)

北作商事(株)

(株) 辻本

井上孫(株)

セイブ化成(株)

(株) 隅谷商店

和正産業(株)

十全(株)

フジオックス(株)

林六(株)

巽合成化学(株)

網干産業(株)

### 3 随意契約理由

浄配水場で浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、柴島浄水場で使用する令和4年度下半期分の水道用次亜塩素酸ナトリウムにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところであるが、次亜塩素酸ナトリウムは水道水としての殺菌力を保持させ衛生上の安全性を確保するために使用することから、納入が滞ると水道水が供給できなくなるため、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間（10月～12月）について緊急的に随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場 (06-6815-2373)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場 ほか1か所） 10月～12月 概算買入

### 2 契約の相手方（公表時は比較見積の結果に基づき表記を変更する）

網干産業（株）

（株）辻本

大鳥産業（株）

曾我（株）

愛産商事（株）

北作商事（株）

井上孫（株）

フジオックス（株）

セイブ化成（株）

林六（株）

和正産業（株）

十全（株）

巽合成化学（株）

小厚化成（株）

### 3 随意契約理由

浄水処理に使用する各種薬品については、上半期分・下半期分として年2回調達を行っている。

そのうち、庭窪浄水場及び豊野浄水場で使用する令和4年度下半期分の水道用液体かせいソーダにおいては、令和4年6月23日に公示、令和4年9月8日に一般競争入札を執行したが、すべての入札が予定価格超過となり、不調となった。

本来であれば、再入札して業者と6か月（10月～3月）の契約を行うべきところであるが、かせいソーダは硫酸ばんどによる凝集沈でん処理の際に酸性となる水を中和し、また送水する際の水道管の腐食を防ぐのに使用し、水づくりに欠かせない薬品として日々使用することから、次回入札による契約相手方の決定までの必要最小限の期間（10月～12月）について緊急的に随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場 (072-823-2321)